



# 輝 NEWS

かがやきニュース



有老協設立40周年  
「これまでも、これからも。」

あなたの豊かで明るい  
暮らしをお手伝いします。



理事長からのメッセージ(40周年)…P.2

特集

相続に関する法律の改正について…P.3

暮らしに役立つ情報

早めの引っ越し…P.6

老人ホームを子世代から取り戻せ！高齢者による高齢者の為の住まい。  
これが本来の老人ホームの在り方ではないでしょうか！

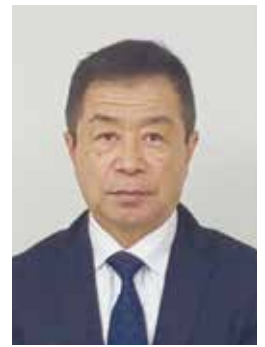
私らしい暮らし

日日是全力

入居者の皆様からのお便り…P.8 職員の皆さまのメッセージ…P.10 有老協インフォメーション…P.12

# ～これまでも、これからも～

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事長 中澤 俊勝



1982年(昭和57年)に有料老人ホーム事業の健全発展と入居者の保護を事業目的として、本協会は「社団法人全国有料老人ホーム協会」として産声をあげ、その後、老人福祉法に規定され、組織としては内閣府の所管団体となりました。本年2月には創立40周年を迎えたところです。発足当時13社19ホームで誕生した当協会も、会員の運営ホームが約2,600となるまでに発展をしてきました。

高齢者向け住まいは、特別養護老人ホームを中心とする社会福祉施設やグループホーム等の新規開設が鈍化する一方で、主として民間企業が運営する有料老人ホームは全国で毎年約1,000ホームの新規開設が続き、高齢者向け住まいの中心的存在となりました。そのような環境の中で、消費者の皆様が適切なホームを選択するには正確な情報を取得することが大事なのですが、どのようにその情報を得ればよいのでしょうか。

本協会では専門の相談員が適切なホームを選ぶための入居相談、入居者やご家族からの苦情相談を実施しておりますので是非ご利用ください。

創立40周年の節目にあたり、これまでのよき伝統を踏襲しつつ、皆様のお悩みに寄り添い、これまでも、これからも「背中を押してさしあげられる存在」であり続けるため、さらなる協会の発展に向け努めてまいります。

	協会のあゆみ	法令・制度等の動き	社会の動き
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> <li>社団法人全国有料老人ホーム協会設立 旧厚生省認可(昭和57年2月8日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法制定(一部負担導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北新幹線の大宮―盛岡間が開業</li> </ul>
昭和59年		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法改正(本人9割給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第10回サミット開催</li> </ul>
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホーム職員向け研修事業開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆大島の三原山が約209年ぶりの大噴火</li> </ul>
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝・友の会発足</li> <li>輝ニュース発行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸大橋児島―坂出ルートが開通</li> <li>ソウル五輪が開幕</li> </ul>
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>「苦情処理委員会」「(現)入居者生活保証制度」設立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルバチョフソ連大統領が、ソ連の元首としては初めて来日</li> </ul>
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者生活支援制度の立ち上げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州に新通貨ユーロ誕生</li> </ul>
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホームの質や内容を評価するための基準「サービス評価スケール」を協会が初めて策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州・沖縄サミット開催</li> <li>シドニー五輪が開幕</li> </ul>
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立20周年記念行事としてシルバー川柳スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居住の安定確保に関する法律施行(サ高住)</li> <li>消費者契約法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカで同時多発テロが発生</li> </ul>
平成16年		<ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県中越地震が発生</li> </ul>
平成18年		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療制度改革</li> <li>高齢者虐待防止法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日銀が量的緩和解除</li> </ul>
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料老人ホーム職員研修を体系化した「施設長研修」の実施開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>リーマン・ショック(米リーマン・ブラザーズが経営破綻、世界同時株安に)</li> </ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者生活支援制度を発動し、東日本大震災で被災した会員登録ホームを支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災発生</li> </ul>
平成24年		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障・税一体改革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京スカイツリーが開業</li> </ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>社団法人から公益社団法人へ移行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定秘密保護法が成立</li> <li>2020年夏季オリンピック、東京に決定</li> </ul>
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>有老協・有料老人ホームあんしん宣言開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者雇用安定法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京オリンピック開幕</li> </ul>

# 相続に関する法律の改正について

埼玉総合法律事務所 弁護士 月岡 朗

令和3年4月に民法や不動産登記法等の相続に関する法律が改正されました(相続などにより取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の成立も含みます。)

改正された法律は、令和5年4月1日から、段階的に順次、施行されますが、有料老人ホームに入居する前に準備しておいた方がよいことや、考えておいた方がよいこともあると思います。そこで、以下において、相続に関する法律の改正の一部をご紹介します。

## 1. はじめに

今回の相続に関する法律の改正は、①相続等により所有者が不明な土地が発生することの予防と、②所有者が不明な土地を円滑かつ適正に利用できるようにすることを目的としています。

国土交通省の平成29年度の地籍調査によると、不動産登記簿から所有者が判明しない土地は、国土全体の約22%に及びます。その原因は、相続登記変更の未了が66%を占めています。不動産登記簿から所有者が判明しない土地の面積は、九州地方を上回る410万haと推計されています。

このように登記簿から所有者が容易に判明しないために、土地の円滑かつ適正な利用が阻害されている状況が続いていました。今後、高齢化がさらに進むにつれて、相続が増加し、さらに事態が深刻化するものと見込まれます。

そこで、相続等により所有者の不明な土地が発生することを予防し、また所有者が不明な土地を円滑かつ適正に利用できるようにするために、民法や不動産登記法等の相続に関する法律が改正されました。

今回の改正により、相続人は、相続した土地や

建物の相続登記をする義務を負います。また、相続人が、土地や建物を相続したくないと思って相続放棄しても、その土地を管理する責任を負うこともあります。

高齢者の立場からすれば、子どもに相続による土地建物の管理の負担を負わせないために、土地や家を売却して、有料老人ホームに入居することが、良い「老いじたく」となる場合もあると思います。

図1 平成29年度地籍調査における所有者不明土地

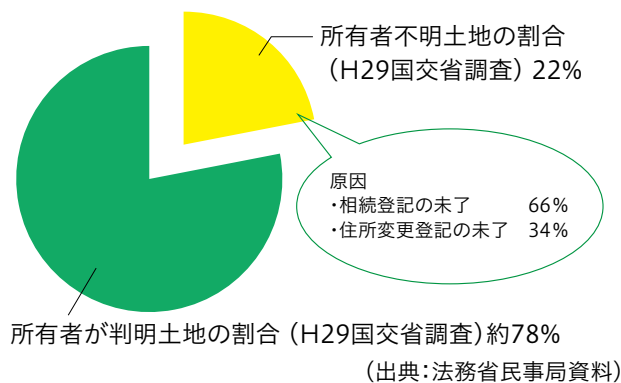
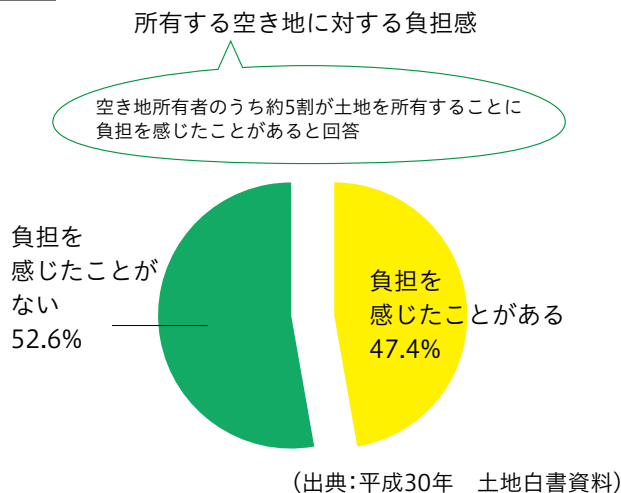


図2



## 2. 相続登記の義務化

今回の法改正で、不動産を取得した相続人は、原則として、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。

そして、正当な理由がないのに、相続登記の申請を怠った場合、10万円以下の過料が科せられることとなりました(改正不動産登記法76条の2、164条1項)。

この改正の趣旨は、我が国において所有者不明土地が発生する原因の多くが、相続登記がされないことにあるため、相続が開始した場合に確実に相続登記がなされるようする点にあります。これにより、所有者不明土地の発生が防がれるということになります。

もっとも、相続人としては、相続により、相続登記をする労力と費用を負うことになります。

また、相続登記が義務化されると、その土地や建物が誰のものかわかるようになりますので、相続した土地や建物の管理が不十分で他人に迷惑をかける場合には、相続人は適切に土地建物を管理するように責任を問われることもありうると思います。

そうすると、相続人がその土地や建物で生活したいという場合であればよいのですが、相続人がその土地や建物に住む考えがなく、適切に管理できない場合には、大きな負担となります。

### 3. 相続放棄をした者の管理責任

遺産を相続したくない人は、相続放棄をして、相続人とならないことができます(民法939条)。しかし、今回の民法の改正により、相続の放棄をした者でも、その放棄の時に、相続財産を現実に

占有している場合には、その財産を、他の相続人等に引き渡すまでの間、保存する義務を負うことが規定されました(改正民法940条1項)。

これまで、相続放棄をした相続人が、相続財産を管理していない場合に管理義務を負うかどうかは明らかではありませんでした。今回の民法の改正により、相続放棄の時に占有していた相続財産については、保存しなければならないことと規定されました。

この民法の改正により、相続放棄をした者は、自身が占有していた相続財産については、相続人に引き渡すまでの間、保存する義務を負うことになります。

### 4. 相続した土地所有権の国庫帰属制度

相続などにより取得した土地に限り、10年分の標準管理コストを負担する事を条件に、国庫に土地を帰属させる制度が創設されました(相続などにより取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律)。

この制度が作られた背景には、相続により、土地を取得したけれども、手放したいという相続人が増えていること、相続により土地を望まずに取得した相続人の負担感が増しており、そのような土地の管理が不十分な状況が増加している実情が

図3

#### 手続きの流れ

①承認申請



申請手数料を納付

②法務大臣(法務局)の要件審査・承認



・実地調査権限あり  
・国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる  
・運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、**土地の寄附受けや地域での有効活用**の機会を確保

③申請者が負担金を納付



④国庫へ帰属

(出典:法務省民事局資料)

あります。

しかし、相続した土地を無条件で国庫に帰属できるとすると、国が土地の管理コストを不当に負うことになったり、土地の管理をおろそかにするモラルハザードの発生が生じる事態も懸念されます。

そこで、相続した土地所有権を国庫に帰属させるためには、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を納付することが必要とされました。

なお、建物が建っている土地については、この制度の対象外です。

そこで、遠方にしか親族のいない高齢者の方が、最後まで自宅に住み続けて亡くなった場合、遠方の相続人としては、地縁のない土地を手放そうと10年分の土地管理費相当額の負担金を払わざるを得ない場合があるかもしれません。また、家の建っている土地については、この制度でも国庫に帰属できないため、相続人が土地と建物の管理をしなければならぬ負担を負うことになります。

## 5. 古くなった家から 有料老人ホームへの老いじたく

今回の相続に関する法律の改正に伴い、老いじたくの一環として、不要な財産を整理して、身軽になっておくことも必要でしょう。例えば、親族が遠方にしかいない高齢者の方の場合などには、

遠方の親族が家を相続しても、その相続登記や管理が負担になる場合もあると思います。そうであれば、古くなった家に住み続けるよりも、生前のうちに住み慣れた自宅を売却して有料老人ホームに入居する選択もありうるのではないのでしょうか。本稿が、皆様の老いじたくの一つのご参考になれば幸いです。

〈出典〉 法務省「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」



プロフィール

埼玉総合法律事務所  
(埼玉県さいたま市)  
弁護士  
**月岡 朗**

2010年 弁護士登録

その後、さいたま市緑区地域包括支援センター連絡会委員/関東弁護士連合会 高齢者障がい者に関する委員会委員/埼玉県介護保険審査会委員/公益社団法人埼玉県社会福祉士会業務査察委員/さいたま市社会福祉協議会高齢者くらしあんしん事業審査委員長/日本弁護士連合会 高齢者・障がい者権利支援センター 事務局次長/埼玉弁護士会 高齢者障がい者権利擁護センター運営委員会 委員長/川口市成年後見センター運営委員等を経験。

めんどくさい  
転居のすべて  
**おまかせ!**

**サナーレプランは家具等の売却廃棄  
転居等の届出、家屋の相続・売却  
・管理にも各種専門家チームと  
対応しています。**

公益社団法人  
全国有料老人ホーム協会賛同会員



〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目18 番12-807号

サナーレプランの詳細は同封のチラシをご覧ください

株式会社デルタエム サナーレ事業部 **03-5776-1221** E-mail: info@sanare.biz URL: https://sanare.biz/

# 早めの引っ越し

老人ホームを子世代から取り戻せ！

高齢者の高齢者による高齢者の為の住まい。

これが本来の老人ホームの在り方ではないでしょうか！

## まず、今の有料老人ホームの現状を認識しましょう！

有料老人ホームやサ高住の高齢者向け住まいにおいて要支援認定や要介護認定を受けた高齢の入居者が増加していることをご存じでしょうか？そして、有料老人ホームの入居相談に奔走している人たちは、入居者本人ではなく、多くは子世代です。つまり、子供たちは、要介護度が進んだ自分の親を“これからどう世話をしよう”と悩み、有料老人ホームに入居してもらうという選択をすることがあります。

すなわち、今の有料老人ホームの主役は、入居者本人ではなく、家族、多くは子供たちになっている現状にあります。

## 多くの要介護認定を受けた高齢者は、子供たちが探してきた有料老人ホームに入居するケースが多いです。

今回は、子世代が主役になってしまった有料老人ホームを、高齢者の手に取り戻しませんか？という提案です。多くのケースでは、親が要介護状態になり、子供たちに具体的な負担がかかりはじまると、子供たちは親が入居する有料老人ホームを探し始めます。

私の経験では、多くの親世代は、子供たちから有料老人ホームへの入居を提案されると「なんで自分の家を追い出されなければならないのか！」と言うケースがあります。親の立場に立って考えれば、ある意味「ごもっとも」な主張です。しかし、子世代の立場に立って考えた場合、子世代の行動

も理解することができます。

だとするなら、どうすればいいのでしょうか？有料老人ホームの専門家を自任する私でも、この問いかけに対する回答は持ちあわせていません。しかし、有料老人ホームを「単に親を介護してくれる高齢者向け住まい」ということではなく、高齢者が快適に、楽しく暮らしていくことができる場所として発展させていかなければならないと思っています。

## 自分の「終活」に向き合う為にも、元気なうちから有料老人ホームへの入居を検討するべきです。

元気な高齢者に対し、有料老人ホームへの入居を進めると、決まって次のことが課題になります。それは、「今の自宅での生活に、不自由はしていないのに、なぜ、有料老人ホームに入居しなければならないのか？」ということです。読者の皆さんにも、きっと同じ考えをお持ちの方もいるのではないのでしょうか？それは、前記したように、多くの高齢者やその子世代が「有料老人ホームとは、自宅での生活がままならなくなった高齢者が入居する介護施設である」と認識しているからではないでしょうか？

しかし、この考え方は、本来の有料老人ホームの役割からすると、正しくはありません。確かに、介護保険法施行によって要支援認定や要介護認定を受けた高齢者向けの有料老人ホームやサ高住などの施設が爆発的に増え、多くの方が『有料老人ホーム＝介護施設』と勘違いをしてしまうような状況となり、さらに、マスメディア等の「要介護」「認

知症」など高齢者が陥りやすい状況に対し、あたかも高齢者が、高い確率で要介護状態になったり、認知症になってしまうという誤解を与えるような風潮も、これらの認識に対し拍車をかけているように感じます。

最近、「終活」というキーワードが生活の中に定着してきましたが、この「終活」を私は60歳を迎えたあたりから、しっかりと考えるべきだと思っています。そして、その一つの案として、私が提案したいのが、「有料老人ホームやサ高住への早めの引越し」です。有料老人ホームの多くは、居室スペースが20㎡から40㎡程度と、現在お住まいの自宅よりも居住スペースが狭くなる場合があります。有料老人ホームへの入居を検討した時、限られた居住スペースで生活をする為に、自分にとって本当に必要な物だけを残し、余計なものは処分していくこと。つまり、巷でよく言われている「断捨離」をすることも「終活」の一つだと考えます。

現在お住まいの自宅では、片付けようとは思わない荷物であっても、有料老人ホームへの入居を検討するという動機があれば、強制的に荷物を「不要」「必要」に仕分けし、断捨離について考えなくてはならなくなるはずで

す。私は、次のように考えます。自分が死去するまでの間、本当に今の荷物は必要なのでしょうか？と。さらに言えば、自分が死去するまでの間に、今の荷物を使い切ることができるのでしょうか？と。もちろん高齢者は、失う体験の実践者なので、物を減らしていくことに対し抵抗感が強いと思います。さらに、長年一緒に連れ添ったものを処分するという行為は、思い出まで処分するような気持ちになり、抵抗感が生まれるということも理解できます。しかしです。自分が死去した後は、相続人となるであろう子世代が遺品整理をします。このような話をすると、多くの方から次のような声が聞こえてきます。「自分が死去した後の話など、どうでもよいのでは?」、「今が重要なのだ」と。確かにそうかもしれません。

私は、「終活」は、持ち物の「断捨離」から始めるべきだと考えています。そして、そのためには、有料老人ホームやサ高住への早めの引越しの検討が最善ではないかと思っています。理由は、有料老

人ホームの限られたスペースの中に、最後まで自分と連れ添う「お気に入り」は何か、を考えることが、高齢期の残りの人生、時間を有意義に過ごす方法だと考えるからです。

## たかが荷物。されど荷物です

たかが荷物と侮るなかれです。60年以上生きていると、自宅や自家用車をはじめ、洋服、家具、調度品、書籍、写真など多くのものを保有します。断捨離は、これらの荷物と向き合うことで、今までの自分の人生を振り返る機会を与えてくれます。つまり、身軽になって、セカンドフライトを飛びませんか？という提案が、自宅を離れて有料老人ホームに引っ越しませんか？という提案につながっていくのです。

多くの元気な高齢者が、この「断捨離」の効用を支持し、有意義なセカンドフライトを飛ぶことを考えることで、有料老人ホームは、今の要介護度が進んだ高齢者中心の施設から、「元気な高齢者の為の有料老人ホーム」へとシフトし、有料老人ホームを高齢者の手に取り返すことができるのではないのでしょうか。高齢者の高齢者による高齢者の為のホーム。これが本来の有料老人ホームの姿であると私は考えます。

長年、持ち続けてきた多くの荷物を降ろし、必要なものだけを持って、セカンドフライトに羽ばたくこと。有料老人ホームへの早めの引っ越しを考えることで、最終期の人生を充実させるための動機づけになれば幸いです。



### プロフィール

株式会社ASFON TRUST NETWORK  
常務取締役

**小嶋 勝利** (こじまかつとし)

1965年9月生まれ

大学卒業後、日本シルバーサービス(施設名:桜湯園)に入社。介護職員、施設長、施設開発責任者として45施設の施設開発、運営に携わる。現在は、老人ホーム等運営事業者に対する運営・営業支援業務並びに老人ホーム紹介センターみんかいとして、入居相談業務を行っている。

# 私らしい暮らし



ご入居者やご家族よりお寄せいただいた有料老人ホームでの日常生活の様子をお伝えいたします。

## メリハリのある快適な暮らし

サン・ラポール調布(東京都調布市) 入居者  
大和 滋(79才)

自分の理想とする環境とスタッフの誠意ある対応に惹かれ、入居を決めて、早1年。

入居前には、最愛の妻を亡くし、一人で落ち込んでいる時もありましたが、入居後は入居仲間とのつながりや趣味の時間も増え、楽しく暮らしています。趣味の音楽を聴きながらの読書や電子ピアノの練習をすることもあれば、近くの野川遊歩道にバードウォッチングを兼ねて散歩に出かけ、一日一日の生活にメリハリをつけて過ごしています。



## 老と向き合う時は華やかに

フロイデンハイム(大阪府堺市) 入居者  
寺内 幸子(91才)

私は若い時はよく働きました。人生計画として、老と向き合う時は華やかに、死を迎え様と常に思っていました。主人を送り2年間は孤独の谷に突き落とされ、生きる望みを失いそうな日々の中、多くの老人ホームをさがしました。しかし、病院の個室のような所ばかりでコロナの上昇であきらめていましたが息子が今入居しておりますフロイデンの見学を進めてくれて決心し入居しましたら、若い時から夢見ていた通りの現実にあい①人間関係②食事③居ごこち満点でした。スタッフの方のやさしさに感謝感謝です。



## 大阪迎賓館を訪れました

ライフ&シニアハウス緑橋(大阪府大阪市) 入居者  
倉澤 幸也(98才)

コロナがいくらかでも落ち着いた昨年11月中旬、2年ぶりのハウス主催の遠足会で大阪城公園・西の丸庭園内の大阪迎賓館へ行ってきました。広大な敷地は美しい芝生が広がり、春はソメイヨシノ、夏はツツジ、秋は紅葉、冬の寒椿など四季折々の自然を楽しむことができるのです。天守閣が再建されてから90年を記念してのフランス料理を迎賓館内のレストランでたっぷりいただいで参りました。同行の職員の方々の細かい心遣いで楽しい一日を過ごすことができました。



## 歩けることの大切さ

ウエストライフ南片江(福岡県福岡市) 入居者  
案浦 虎章(92才)

今日歩いて突然明日歩けないということはありません。例えば病気で一週間歩かなかったら、高齢者は立てない歩けないことが起こります。その時は押し車や車椅子にたよらず安易な方に逃げなくて必死でリハビリに励むことです。我々の生活に於いて特に高齢者は歩けると歩けないとでは決定的違いがあります。これは非常に大切なことです。





全国7ヶ所・2,500人を超える  
ご入居者が暮らす高齢者コミュニティ

# 〈ゆうゆうの里〉

介護付有料老人ホーム  
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会会員  
一般財団法人 日本老人福祉財団設置・運営



元気なうちにしか入れない あなたの第二の人生を豊かにする  
「元気付き」有料老人ホームにぜひ一度足を運んでみませんか？

入居者の日々の暮らしがわかる  
小冊子を無料進呈  
します！



浜松



伊豆高原



神戸



湯河原



大阪



佐倉



京都

QRコードより  
〈ゆうゆうの里〉HPを  
ご覧いただけます。



ランチ付個別見学会 予約受付中！

お問合せ  
資料のご請求は



0120-70-1165

受付 9:00~17:00(土日祝休み)

第三者評価受審施設  
※受審結果はHPにてご覧いただけます。

ゆうゆうの里

検索

【各都道府県有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項】

- 施設類型:介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護) ●居住の権利形態:利用権方式 ●利用料の支払い方式:全額前払い方式 ●入居時の要件:入居時自立(浜松・神戸・佐倉・京都は入居時自立・要支援・要介護)、入居時年齢65歳以上 ●介護保険:浜松市・静岡県・神戸市・神奈川県・大阪府・千葉県・京都府指定介護保険特定施設(一般型特定施設)・介護予防特定施設 ●居室区分:全室個室 ●一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制:2:1以上

運営実績  
30年以上

## 長谷エグループのシニア向け住宅

3大都市圏に45棟展開 お近くのホームをご案内いたします。

「いつまでも自分らしい暮らし」を  
支える安心・快適のしくみ

24時間スタッフ常駐



毎日できたての食事



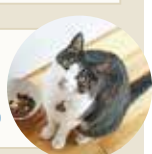
昼食例

多彩なサークル活動



安心の介護体制

ペットとの  
入居可  
(自立型のみ  
規程あり)



モデルルーム(家具は含まれません)

- ▲仲間と過ごす心地いい時間
- ◀マンションタイプの居室(自立型のみ)

プレゼント

資料請求の方に、ホームの様子やシニア期の暮らしを紹介する交流誌をもちろんプレゼントします。



お問い合わせ・資料請求・見学予約随時受付中。詳しい情報はホームページをご覧ください。



長谷エ シニアウェルデザイン

0120-580-731

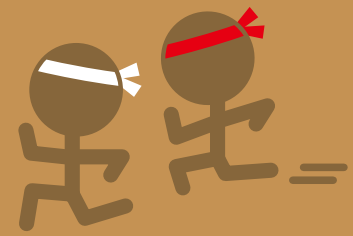
9:00~18:00

長谷エシニア

検索



# 日々は全力



職員の皆さまよりいただいた、職務に取り組む際の心構えや、これまでの経験から得たもの、ホームのサービスを提供する上での思い等、メッセージをご紹介します。

## 気づきの大切さ

### サン・ラポール目白 館長 坂下 学

サン・ラポール目白は今年で設立33年を迎えました。これも先代の社長を始め、現社長、役員の方々、歴代の管理者及び職員一同の力添えがあったからだと思っています。このような歴史の1ページに私も管理者として微々たる力添えができていた事を誇りに思っております。ご入居者の中には設立と同時にご入居して頂いた方もいらっしゃいます。

私はもともと施設看護師として現場で働いておりました。当時はなかなかご入居者のお話を傾聴する事が難しかったのですが、管理者になり常に「ご入居者に寄り添い、傾聴する」事を心がけております。何故ならば、傾聴する事で不穏な方が落ち着くことができたり、新たな「気づき」があるからです。ご入居者が何を考え、何を求めているのか…。人生の先輩方にしっかり寄り添い、職員にも気づきの大切さを指導していきたいと思っております。



建物:賃借

#### サン・ラポール目白

住 東京都豊島区南長崎2-17-12 ☎ 03-3319-3811

※ ①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）／②利用権方式／③選択方式／④自立・要支援・要介護／⑤東京都指定特定施設入居者生活介護事業者（一般型）／⑥定員1～2人（親族を対象）／⑦1.5:1以上



## 介護のお仕事

### パークヴィラ陽春館 森園 久恵

初めての介護の仕事に不安も沢山ありました。

パークヴィラ陽春館の雰囲気と生き生きとした皆様を見て、見習うことが沢山あると感じました。働き始めた時の職員の方々の思いやりを持った教え方や、ご入居されていていらっしゃる方々が温かい笑顔で見守って下さっている事が嬉しいです。

失敗しても「大丈夫よ、頑張ってるね」と励ましのお声をいただきます。人間関係も良好で、楽しく働ける職場です。

館長の、人を飽きさせない振る舞い等々で毎日充実して働いています。私は陽春館でまだ走り始めたばかりですが、陽春館は「陽の春る館」と名の通りの施設です。

これからも沢山の喜びや悲しみも全力でサポートして行きます。



土地:借地

#### パークヴィラ陽春館

住 千葉県松戸市金ヶ作115-1 ☎ 047-388-8211

※ ①介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）／②利用権方式／③全額前払い方式／④自立・要支援・要介護／⑤千葉県指定介護保険特定施設（一般型特定施設）／⑥相部屋あり（1人部屋～4人部屋）／⑦2:1以上



# 笑顔の行方

## メディケアサポート HABA エスペランサ伊豆高原 渡部 亜矢

エスペランサ伊豆高原は、日本では珍しい戸建型住宅有料老人ホームです。私  
がこの施設で働き始めてからもうすぐ一年が経とうとしています。介護業界に携  
わる前は毎日パソコンとにらめっこ、眉間にシワを寄せて始発から終電まで働き  
づめ。このままではいけないと一念発起しこの世界へ。日々笑顔でいることを心  
がけています。自然豊かな伊豆高原という場所で、入居者様の愛あふれるお心遣  
いと優しさに触れ、笑顔で過ごせている今の自分を誇りに思います。これからも  
笑顔を忘れることなく、入居者様と接していきたいと思ひます。



### メディケアサポート HABA エスペランサ伊豆高原

〒静岡県伊東市富戸字法華塚1034-5 ☎ 0557-51-7887

※ ①住宅型有料老人ホーム／②利用権方式／③選択方式（全額前払い方式／一部前払い・一部月払い方式／月払い方式）／④自立・要支援・要介護／⑤在宅サービス利用可／⑥全室個室／⑦一



### 表示のご案内

🏠 ホーム住所 ☎ 問合せ電話番号

※ 類型および表示事項

①類型／②居住の権利形態／③利用料の支払い方式／④入居時の要件／⑤介護保険／⑥居室区分／

⑦介護にかかわる職員体制(介護付のみ) ※表示方法は各都道府県で異なります

元気なうちに、元気だからこそ移り住む一。「老人ホーム」のイメージを一新する、都会型シニア向け住宅。



介護付有料老人ホーム

# クラチ溝の口

全246室の大型ホームならではの、懐の深いコミュニティ。充実した共用設備を活用した多彩な教室やサークル活動が活発な自由で明るい住まい。(一部の教室並びにサークルは、講師料と材料費が有料となります)



※家具・調度品は含まれません。

モデルルーム  
OPEN



器楽とうたサークル



イベント(春の宴)



体操教室



スタッフ

■入居金 2,410万円～6,310万円  
お二人目の追加入居金:300万円

資料請求・ご見学のお申し込み先

☎ 0120-439-510

または 044-829-3070

<http://kurachi-mizonokuchi.com/>

●事業主体:株式会社クラチ ●事業母体:株式会社キャピタルメディカ

### 交通利便性に優れた立地

最寄りのJR南武線「津田山」駅で、隣駅の「溝の口」から東急田園都市線に乗り換えれば、渋谷まで僅か16分。ご自身が外出しやすだけでなく、ご家族やご友人も気軽に立ち寄れる場所です。

ご見学は随時受付中  
(事前ご予約制)

渋谷まで16分、銀座まで36分、新宿・横浜まで25分

●JR南武線「津田山駅」徒歩4分(約320m)



【川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針による類型及び表示事項】●類型/介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)●権利形態/利用権方式●利用料の支払い方式/一時金方式●入居時の要件/入居時自立・要支援・要介護●介護保険:川崎市指定介護保険特定施設(一般型特定施設)・川崎市指定介護予防特定施設●居室区分/全室個室●介護に関わる職員体制:2.5:1以上●所在地/神奈川県川崎市高津区下作延5丁目29番1号

## 有老協・有料老人ホームあんしん宣言について

「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」とは、有料老人ホーム事業者が、入居者の安心と安全を守る観点から、点検項目を自主点検し、運営上特に力を入れている事項を消費者にアピールしているものです。

本協会のホームページで、会員法人が運営ホームのうち「有老協・有料老人ホームあんしん宣言」をしたホームを紹介しております。

別冊の登録ホーム一覧では、自主宣言をしたホームに右記ハートマークをしているので、ホームを選択される際の参考にしてください。



## 第22回 有老協 シルバー川柳募集

### 応募規定

- 作品は自作未発表のものに限ります。 ● 高齢社会、高齢者の日々の生活等をテーマとします。
- 応募者の年齢は問いません。
- 応募作品の著作権(著作権法第27条および28条の権利を含む)等、一切の権利は当協会に帰属するものとし、応募者は応募作品について著作権人格権を行使しないものとします。なお、書籍化の際に販促や広告宣伝等のために必要と判断する方法により利用されることがあります。

### 応募方法

- webでの応募方法…当協会ホームページの応募フォームからご応募ください。
- はがきでの応募方法…はがきに川柳と郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記の上、下記応募先へお送りください。
- 応募点数に制限はありません。ただし、はがきでのご応募の場合、1枚につき3作品までとさせていただきます。
- お預かりした個人情報に関しては、本シルバー川柳の運営と当協会が行う消費者向け活動のご案内に限り使用いたします。また、応募者のご了承を頂かない限り、第三者に開示することはありませんが、当協会が、事前に個人情報の適正な取扱いに関する協定を締結した第三者に対し、応募作品から入選作品を選出するために、必要な個人情報を開示させていただくことがございます。なお、入選者発表時に、氏名(氏名は公表時のみペンネームも可です)、年齢、性別、住所(都道府県のみ)及び職業を公表させていただきますので、予めご承知おきください。

### 締切

2022年  
6月10日(金)必着

### 入選

入選者(20名)には  
賞金1万円と賞状

### 発表

2022年9月上旬頃、  
当協会ホームページ等で発表します。



【お問い合わせ先・シルバー川柳応募先】

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

TEL.03-3548-1077 FAX.03-3548-1078

ご相談・お問い合わせ

月・水・金曜日10時～17時

祝日・年末年始は  
お休み

※令和4年4月から月～金曜日10時～17時

<https://user.yurokyo.or.jp>

▶ JR「東京」駅 八重洲中央口から約420m

▶ 東京メトロ 銀座線・東西線「日本橋」駅 B1出口から約270m

▶ 都営地下鉄 浅草線「日本橋」駅 B1出口から約270m



### 編集後記

ご入居の相談が徐々に増えてきましたので、令和4年4月から電話・面談によるご相談対応日を拡大しました。ぜひご利用ください。